

いじめへの対応における情報共有の重要性

岡山県いじめ問題対策専門委員会委員長

(兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授)

新 井 肇



二〇一三年に「いじめ防止対策推進法」が制定されてから、四年が経過した。しかし、いじめを苦に命を絶つたり、学校に行けなくなったりする児童生徒は、今もなお後を絶たない。法には施行後三年で見直しを行う規定があり、文部科学省の有識者会議における議論のなかで、いじめの情報共有の徹底を図ることが課題の一つとして挙げられた。

日本のいじめには、①暴言や嫌がらせ、無視などコミュニケーションによる心理的ないじめが多い、②教室で発生することが多い(休み時間や放課後など)、③いじめの加害者と被害者がクラスメートであることが多い、といった特徴がみられる。そのため、担任は外からは見えにくいいじめを早期に見出し、被害者をケアする一方で加害者を厳しく指導するという難しい対応を迫られることになる。また、学級でいじめが起こると、担任が自分の責任と考えて一人で悩んだり、指導力不足が原因とみられることを恐れて抱え込んだりする場合も少なくない。いじめの些細な兆候

や懸念を感じたときに、問題を学級内のこととしてとどめずに学校全体の問題と捉え、解決への道筋を衆知を集めて考えていくことが重要である。教職員一人ひとりが、いじめの情報や学校の対策組織に報告し共有することが不可欠であることをあらためて認識する必要がある。特定の教職員で問題を抱え込むことがない、風通しのよい協働的な校内体制を築くことが求められる。

また最近では、SNSなどを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくいケースが増え、学校だけではいじめに対応することが難しい状況にある。問題を学校だけで抱え込まずに、保護者をはじめと地域と力を合わせ、司法、医療、福祉などの関係機関とのパートナーシップを築いて、いじめ防止に取り組むことも重要である。「子どもの危機は社会の問題」という認識を共有し、地域と学校の連携・協働を促進し、今後一層、学校をソトに開くことが望まれる。

